

## 学校法人 大津文化学園 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年10月16日～令和9年10月15日までの5年間

2. 内容

目標1：男性の子育て目的の休暇の取得促進をする。

<対策>

- 令和4年12月～ 入学式・卒業式以外の休暇取得促進の検討開始
- 令和5年 4月～ 職員への周知

目標2： 年次有給休暇の取得のための措置の実施

<対策>

- 令和4年12月～ 年次有給休暇目標取得率の設定
- 令和5年 4月～ 職員への周知

目標3：令和5年9月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、育児・介護休業法の規定を上回る日数付与、いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること）で取得できる制度など）。

<対策>

- 令和4年12月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和5年 4月～ 制度の導入、職員への周知